

(令和元年12月3日提出)

令和元年12月議会定例会議案

新 潟 市

令和元年12月議会定例会議案

目 次

議案第103号	令和元年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第104号	新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について・・・・・・・・	8
議案第105号	新潟市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第106号	新潟市債権管理条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
議案第107号	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
議案第108号	新潟市保育所条例及び新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	26
議案第109号	新潟市立児童発達支援センター条例の一部改正について・・・・・・・・	27
議案第110号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	28
議案第111号	新潟市老人デイサービスセンター条例の一部改正について・・・・・・・・	30
議案第112号	新潟市営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	31
議案第113号	下越障害福祉事務組合規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	32
議案第114号	新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	34
議案第115号	当せん金付証票の発売について・・・・・・・・・・・・・・・・	35
議案第116号	契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・	36
議案第117号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	37
議案第118号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	38
議案第119号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	39
議案第120号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	40
議案第121号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	41

議案第122号	指定管理者の指定について	4 2
議案第123号	指定管理者の指定について	4 3
議案第124号	指定管理者の指定について	4 5
議案第125号	指定管理者の指定について	4 6
議案第126号	指定管理者の指定について	4 7
議案第127号	指定管理者の指定について	4 8
議案第128号	指定管理者の指定について	4 9
議案第129号	指定管理者の指定について	5 0
議案第130号	指定管理者の指定について	5 1
議案第131号	指定管理者の指定について	5 2
議案第132号	指定管理者の指定について	5 3
議案第133号	指定管理者の指定について	5 4
議案第134号	指定管理者の指定について	5 5
議案第135号	指定管理者の指定について	5 6
議案第136号	指定管理者の指定について	5 7
議案第137号	指定管理者の指定について	5 8
議案第138号	指定管理者の指定について	5 9
議案第139号	指定管理者の指定について	6 0
議案第140号	指定管理者の指定について	6 1
議案第141号	指定管理者の指定について	6 2
議案第142号	指定管理者の指定について	6 3
議案第143号	指定管理者の指定について	6 4
議案第144号	指定管理者の指定について	6 5
議案第145号	指定管理者の指定について	6 6
議案第146号	指定管理者の指定について	6 7
議案第147号	指定管理者の指定について	6 8

議案第148号	指定管理者の指定について	69
議案第149号	指定管理者の指定について	70
議案第150号	指定管理者の指定について	71
議案第151号	指定管理者の指定について	72
議案第152号	指定管理者の指定について	74
議案第153号	指定管理者の指定について	75
議案第154号	指定管理者の指定について	76
議案第155号	指定管理者の指定について	77
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	78

議案第103号

令和元年度新潟市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度新潟市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ984,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400,121,763千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 県支出金		20,249,615	135,000	20,384,615
	2 県補助金	5,620,442	135,000	5,755,442
24 繰越金		2,735,558	159,400	2,894,958
	1 繰越金	2,735,558	159,400	2,894,958
26 市債		54,765,500	689,700	55,455,200
	1 市債	54,765,500	689,700	55,455,200
歳 入	合 計	399,137,663	984,100	400,121,763

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		48,389,976	6,000	48,395,976
	1 総務管理費	44,291,465	6,000	44,297,465
6 農林水産業費		6,692,213	135,000	6,827,213
	1 農業費	3,380,810	135,000	3,515,810
8 土木費		53,807,199	793,300	54,600,499
	2 道路橋りょう費	24,106,672	293,300	24,399,972
	7 建築費	1,427,835	500,000	1,927,835
10 教育費		61,782,505	49,800	61,832,305
	4 高等学校費	1,522,439	49,800	1,572,239
歳 出	合 計	399,137,663	984,100	400,121,763

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修平準化事業	104,300
		道路橋りょう新設改良平準化事業	189,000
	7 建築費	公共建築物保全適正化推進事業	500,000
10 教育費	4 高等学校費	大規模改造事業	49,800

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
曾野木地区市営住宅跡地等施設整備事業	令和 2年度から 令和 3年度まで	210,000
道路橋りょう維持補修平準化事業	令和 2年度	1,360,000

第4表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校大規模改造事業費	37,300	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の 方法	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の 方法
道路橋りょう整備事業費	11,654,400	普通 貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に	11,909,300	普通 貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に
公共建築物保全適正化 推進事業費	750,600	又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	利率見直し 方式で借り 入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は 2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。	1,148,100	又は 債券 発行 (他 の地 方公 共団 体と の共 同発 行を 含む 。)	利率見直し 方式で借り 入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は 2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であって も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。

議案第104号

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給与の支給額を減額するため、新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年新潟市条例第66号。以下「特別職給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(俸給月額の特例)

第2条 特例期間における市長等に対する俸給月額の支給に当たっては、特別職給与条例第2条各号に規定する俸給月額から、当該俸給月額に市長にあつては100分の20を、副市長にあつては100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第105号

新潟市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

新潟市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

（1） 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合で

あっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。) 。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。) 。

(2) 居室使用料が、無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）を、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第20条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、市に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第11条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする

配偶者その他の親族と同居する等，２人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は，この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は，７．４３平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は，堅固なものとし，居室ごとに設けること。

オ 出入口は，屋外，廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は，堅固なものとし，天井まで達していること。

(２) 炊事設備 火気を使用する部分は，不燃材料を用いること。

(３) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(４) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(５) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(６) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第１２条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は，入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし，そのうち１人は施設長としなければならない。

２ 無料低額宿泊所が生活保護法第３０条第１項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は，前項の規定にかかわらず，日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明，契約等)

第１３条 無料低額宿泊所は，居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては，あらかじめ，入居申込者に対し，運営規程の概要，職員の勤務の体制，当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記し

た文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（1年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、1年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所等市の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項の重要事項及び第2項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第14条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等市の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第15条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室使用料

(3) 共益費

(4) 光熱水費

(5) 日用品費

(6) 基本サービス費

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

(2) 居室使用料

ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

(3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

(4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

(5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

(6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

(7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、食事の提供にあたっては、地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めなければならない。

(入浴)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第19条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第20条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第21条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第22条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第23条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第24条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第25条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより日常生活に係る金銭を管理することができる。

(1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

(2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

(3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

(4) 金銭等を当該入居者の意思を尊重して管理すること。

(5) 第13条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

(6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

(7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

(8) 当該入居者が退居する場合は、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

(9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

(10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市に届け出ること。

(11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約を締結し、又は変更するときは、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

(12) 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第26条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第27条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第28条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容

が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第29条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第11条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成27年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- (1) 居室の床面積が、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
- (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
- (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- (4) 第11条第5項第1号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
- (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市と協議の上作成すること。
- (6) 前号の規定により作成した計画を市に提出するとともに、段階的かつ計画的に第11条第6項第1号ウに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

2 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築をしてはならない。

議案第106号

新潟市債権管理条例の一部改正について

新潟市債権管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市債権管理条例の一部を改正する条例

新潟市債権管理条例（平成26年新潟市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「第2条第8号」を「第2条第11号」に改める。

第8条第3項中「年5パーセントの割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率」に改める。

第9条第1項中「（明治29年法律第89号），商法（明治32年法律第48号）」を削り，同条第2項中「利率（商行為によって生じた債権にあつては，商法第514条に規定する利率）」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。ただし，第6条第5項の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条第3項の規定は，この条例の施行の日以後に延滞金が生じた場合について適用し，同日前に延滞金が生じた場合については，なお従前の例による。

議案第107号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成16年新潟市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1新潟市西コミュニティセンターの項中「コミュニティルーム」の次に「，多目的ルーム」を加える。

別表第4のうち6の表に次のように加える。

多目的ルーム	1時間につき	400
--------	--------	-----

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 新潟市西コミュニティセンターの多目的ルームにかかる行為のうち、次の各号にかかる行為については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

（1） 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し

（2） 指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為

（3） 利用者が行う利用の取止めの申出

（4） 前3号に関し必要な手続

（5） 前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為

議案第 108 号

新潟市保育所条例及び新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正について

新潟市保育所条例及び新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市保育所条例及び新潟市地域保健福祉センター条例の一部を改正する条例

(新潟市保育所条例の一部改正)

第 1 条 新潟市保育所条例（昭和 39 年新潟市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市立万代保育園の項中「新潟市中央区蒲原町 1 番 18 号」を「新潟市中央区東万代町 9 番 52 号」に改め、同表新潟市立宮浦乳児保育園の項を削る。

(新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正)

第 2 条 新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中央区東地域保健福祉センターの項中「新潟市中央区明石 2 丁目 3 番 25 号」を「新潟市中央区東万代町 9 番 52 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 2 月 25 日から施行する。

議案第109号

新潟市立児童発達支援センター条例の一部改正について

新潟市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

新潟市立児童発達支援センター条例（平成27年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）に関すること。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 保育所等訪問支援を受けようとする児童及びその保護者

第7条第1項第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号及び第2号」に改め、同項第2号中「第3条第2項第1号」を「第3条第3号」に改め、同条第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第 1 1 0 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 5 条第 8 号中「次のイからクまでの」を「次に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に改め、「する耐火建築物」の次に「をいう。以下このアにおいて同じ。」を、「又は」の次に「準耐火建築物（）」を加え、「（同号ロを「をいい、同号ロ」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を 3 階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

2 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年新潟市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項ただし書中「あつて、第 1 4 条第 1 項において」の次に「読み替えて」を加え、「第 4 5 条第 8 号イからクまで」を「第 4 5 条第 8 号」に改める。

第 1 4 条第 1 項の表第 4 5 条第 8 号アの項読み替えられる字句の欄中「又は」を「（建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をい

う。以下このアにおいて同じ。)又は準耐火建築物(」に、「準耐火建築物(」を「準耐火建築物をいい、」に改め、「除く。)」の次に「(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)」を加え、同項読み替える字句の欄中「耐火建築物」を「建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物」に改める。

議案第 1 1 1 号

新潟市老人デイサービスセンター条例の一部改正について

新潟市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

新潟市老人デイサービスセンター条例（平成 6 年新潟市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表老人デイサービスセンター鏡淵の項，老人デイサービスセンターひばりの項，老人デイサービスセンター本町の項，老人デイサービスセンター黒埼の里の項，老人デイサービスセンターかんばらの里の項，老人デイサービスセンター皐月園の項，老人デイサービスセンター小須戸の項，老人デイサービスセンター向陽園の項，老人デイサービスセンター岩室の項及び老人デイサービスセンター西川の項を削る。

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 2 号

新潟市営住宅条例の一部改正について

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例

新潟市営住宅条例（平成 9 年新潟市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項中「市長が別に定める資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、「請書」の次に「その他入居手続に必要な書類」を加え、同条第 4 項を削る。

第 3 1 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 1 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の第 1 2 条第 1 項の規定により請書その他入居手続に必要な書類を提出する行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 1 1 3 号

下越障害福祉事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により，下越障害福祉事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

下越障害福祉事務組合同規約の一部を変更する規約

下越障害福祉事務組合同規約（昭和 3 5 年新潟県指令地第 1 7 0 7 号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

下越福祉行政組合同規約

第 1 条中「下越障害福祉事務組合」を「下越福祉行政組合」に改める。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 新発田市、阿賀野市、胎内市及び聖籠町で共同処理する事務は、次のものとする。

(1) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 5 条に規定する養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務

(2) 休日、夜間救急診療所の設置及び管理運営に関する事務

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(議決の特例)

第 7 条の 2 第 3 条第 2 項に規定する事務に係る議決については、新発田市、阿賀野市、胎内市及び聖籠町から選出されている議員の過半数の賛成を含む出席議員の過半数で議決する。

別表中「下越障害福祉事務組合」を「下越福祉行政組合」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(事務及び財産の承継)

2 組合は、令和2年3月31日をもって解散する新発田地域老人福祉保健事務組合の事務及び財産を承継する。

議案第 1 1 4 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により，令和 2 年 3 月 3 1 日限りで新潟県市町村総合事務組合から新発田地域老人福祉保健事務組合を脱退させることとするため，新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し，これに伴って新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 1 6 年総行市第 3 0 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「下越障害福祉事務組合」を「下越福祉行政組合」に改め，「新発田地域老人福祉保健事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 5 号

当せん金付証票の発売について

令和 2 年度において、当せん金付証票を総額 5, 0 0 0, 0 0 0 千円の範囲内で発売するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 6 号

契約の締結について

次のとおり協定を締結するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
小須戸橋架替工事 の施行に係る協定	12,471,936,000 円	新潟市中央区美咲町 1 丁目 1 番 1 号 北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

議案第 1 1 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市木崎コミュニティセンター	新潟市北区木崎 3 2 2 7 番地	コミュニティ木崎村	令和 2 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市岡方コミュニティセンター	新潟市北区長戸 呂 4 6 0 1 番地	岡方地区コミュニティ委員会	
新潟市長浦コミュニティセンター	新潟市北区長場 1 8 3 4 番地 1	長浦コミュニティ委員会	
新潟市早通コミュニティセンター	新潟市北区早通 3 7 番地 1	早通地域コミュニティ協議会	
新潟市葛塚コミュニティセンター	新潟市北区東栄 町 1 丁目 1 番 1 8 号	地域コミュニティ葛塚連合	

議案第 1 1 8 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市下山コミュニティハウス	新潟市東区下山 1 丁目 1 2 1 番 地	下山地区コミュニティ協議会	令和 2 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市石山南まちづくりセンター	新潟市東区石山 2 丁目 2 番 3 8 号	石山南まちづくりセンター管理運営委員会	
新潟市大形まちづくりセンター	新潟市東区海老 ヶ瀬 6 1 5 番地 1	大形地区コミュニティ協議会	

議案第 1 1 9 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
鳥屋野運動公園 馬場	新潟市中央区女 池南 3 丁目 6 番 5 号	新潟市馬術協会	令和 2 年 4 月 1 日か ら 令和 6 年 3 月 3 1 日 まで

議案第120号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市山二ツ運動広場	新潟市中央区白山浦1丁目61番地69	公益財団法人新潟市開発公社	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで

議案第 1 2 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市二本木地区コミュニティセンター，新潟市横越体育センター	新潟市江南区二本木 3 丁目 2 番 5 0 号	二本木地区コミュニティセンター管理運営委員会	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 2 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市亀田市民 会館，老人福祉セ ンター福寿荘	新潟市中央区東 堀前通 6 番町 1 0 6 1 番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	令和 2 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 1 2 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新飯田地域生活センター	新潟市南区新飯田 1 2 6 1 番地 1	新飯田コミュニティ協議会	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市茨曾根地域生活センター	新潟市南区茨曾根 3 4 4 3 番地	コミュニティ茨曾根	
新潟市庄瀬地域生活センター	新潟市南区庄瀬 6 4 8 9 番地	庄瀬地域コミュニティ協議会	
新潟市小林地域生活センター	新潟市南区下木山 6 1 3 番地	小林コミュニティ協議会	
新潟市臼井地域生活センター	新潟市南区臼井 1 1 9 3 番地 1	臼井地区コミュニティ協議会	
新潟市大郷地域生活センター	新潟市南区犬帰新田 7 5 1 番地 6	大郷地区コミュニティ協議会	
新潟市鷺巻地域生活センター	新潟市南区東笠巻新田 2 7 8 番	鷺巻地区コミュニティ協議会	

	地 1	
新潟市根岸地域 生活センター	新潟市南区山崎 興野 2 9 0 番地	根岸地域コミュニテ ィ協議会
新潟市大通地域 生活センター	新潟市南区大通 南 4 丁目 1 0 5 番地	大通コミュニティ協 議会
新潟市白根地域 生活センター	新潟市南区白根 1 1 3 6 番地 1	白根コミュニティ協 議会

議案第124号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市潟東地域 コミュニティセ ンター	新潟市西蒲区三 方1番地	潟東地域コミュニテ ィ協議会	令和2年4月1日か ら 令和7年3月31日 まで

議案第 1 2 5 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市岩室民俗史料館	新潟市西蒲区和 納 2 丁目 9 番 3 5 号	岩室民俗史料館運営 協力友の会	令和 2 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで

議案第126号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市岩室体育館，新潟市岩室野球場，新潟市岩室緑地広場テニスコート，新潟市わなみ運動広場，城山運動公園野球場，城山運動公園テニス場，城山運動公園管理棟，城山運動公園サブ野球場，城山運動公園ホッケー場，城山運動公園屋内コート	新潟市中央区神道寺2丁目2番10号	西蒲スポーツ振興グループ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第 1 2 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西川野球場，新潟市スポーツパーク西川，新潟市西川体育センター，新潟市西川テニスコート	新潟市西蒲区旗屋 7 0 1 番地 2	西川地域コミュニティ協議会	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

議案第128号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市中之口体育館，新潟市中之口野球場，新潟市中之口テニスコート，新潟市中之口B&G海洋センタープール，新潟市潟東サルビアサッカー場	新潟市中央区上大川前通九番町1268番地2	中之口・潟東地区体育施設運営グループ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第 1 2 9 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市バイオリサーチセンター	新潟市秋葉区東島 3 1 6 番地 2	N B R P 共同企業体	令和 2 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで

議案第130号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市北区文化 会館	新潟市中央区紫 竹山2丁目5番40 号	NKS・ハピスカとよさ か共同事業体	令和2年4月1日か ら 令和7年3月31日 まで

議案第131号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津地区 グリーンセンター 一	新潟市秋葉区七 日町2234番 地1	グリーンセンター管 理委員会	令和2年4月1日か ら 令和7年3月31日 まで

議案第 1 3 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市岩室健康 増進センター	新潟市西蒲区石瀬 3 3 3 1 番地	岩室観光開発株式 会社	令和 2 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで

議案第133号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市岩室観光施設	新潟市西蒲区岩室温泉96番地1	特定非営利活動法人 いわむろや	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市中之口農業体験公園	新潟市西蒲区潟浦新15番地	特定非営利活動法人はざなみき中之口	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第 1 3 5 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市障がい者 デイサポートセ ンター	新潟県五泉市本 町 6 丁目 7 番 7 号	社会福祉法人中東福 社会	令和 2 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで

議案第136号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市立乳児院	新潟市北区松潟 1510番地	社会福祉法人愛宕福 社会	令和2年4月1日か ら 令和7年3月31日 まで

議案第137号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
小林ひまわりク ラブ	新潟市南区下木 山613番地	小林コミュニティ協 議会	令和2年4月1日か ら 令和6年3月31日 まで

議案第138号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新通つばさひまわりクラブ	新潟市西区青山 1丁目1番17号	株式会社D r e a m A d v a n c e	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで

議案第139号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家阿賀浜荘	新潟市北区三軒屋町10番6号	新潟市北地区老人クラブ連合会	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
新潟市老人憩の家しあわせ荘			
新潟市老人憩の家新崎荘			

議案第 140 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 12 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市こども創作活動館	東京都豊島区東池袋 1 丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 4 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家松崎荘	新潟市東区海老ケ瀬 6 1 5 番地 1	大形地区コミュニティ協議会	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家大形荘			
新潟市老人憩の家大山台	新潟市東区古川町 4 番 1 2 号	山の下地区コミュニティ協議会	
新潟市老人憩の家じゅんさい池	新潟市東区松和町 1 5 番 8 号	東山の下地区コミュニティ協議会	
新潟市老人憩の家岡山荘	新潟市東区海老ケ瀬 6 1 5 番地 1	大形地区コミュニティ協議会	

議案第 1 4 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人デイサービスセンター藤見	新潟市中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号	新潟市社会福祉協議会	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

議案第143号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家ひばり荘	新潟市中央区下 大川前通四ノ町 2186番地	株式会社はあとふる あたご	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第 1 4 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家沼垂荘	新潟市中央区沼垂東 5 丁目 1 番 1 2 号	新潟市中央区老人クラブ連合会沼垂地区協議会	令和 2 年 4 月 1 日か ら 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで
新潟市老人憩の家鳥屋野荘	新潟市中央区東幸町 1 番 3 号	新潟市中央区老人クラブ連合会鳥屋野地区協議会	
新潟市老人憩の家山潟荘	新潟市中央区山二ツ 2 丁目 1 5 番 4 号	新潟市中央区老人クラブ連合会山潟地区協議会	
新潟市老人憩の家米山荘	新潟市中央区東幸町 1 番 3 号	新潟市中央区老人クラブ連合会鳥屋野地区協議会	

議案第145号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人デイサービスセンター早川町	新潟市西区寺地 280番地7	社会福祉法人恩賜財 団済生会支部新潟県 済生会	令和2年4月1日から 令和5年3月31日 まで

議案第146号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家大江山荘	新潟市江南区北山 741番地1	新潟市江南区老人 クラブ連合会大江 山地区協議会	令和2年4月1日か ら 令和7年3月31日 まで
新潟市老人憩の家両川荘	新潟市江南区天野 1775番地	新潟市江南区老人 クラブ連合会曾野 木地区協議会	
新潟市老人憩の家曾野木荘			
新潟市老人憩の家大淵荘	新潟市江南区北山 741番地1	新潟市江南区老人 クラブ連合会大江 山地区協議会	

議案第 1 4 7 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年 1 2 月 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新津斎場	富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号	宮本工業所・北日本ビルサービスグループ	令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日 まで

議案第148号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
南区月潟健康センター，老人デイサービスセンター月潟	新潟市中央区八千代1丁目3番1号	社会福祉法人新潟市	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
南区味方健康センター，老人デイサービスセンター味方		社会福祉協議会	

議案第149号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
白根児童センター	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号池袋IS Pタマビル	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第150号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人福祉センター黒埼荘，老人デイサービスセンター黒埼荘	新潟市中央区八千代1丁目3番1号	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第151号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家新川荘	新潟市西区五十嵐2の町914 3番地224	新潟市西区老人クラブ連合会内野地区協議会	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
新潟市老人憩の家小針荘 新潟市老人憩の家西川荘	新潟市西区須賀11番36号	新潟市西区老人クラブ連合会坂井輪地区協議会	
新潟市老人憩の家明和荘	新潟市西区小瀬771番地	老人憩の家明和荘運営委員会	
新潟市老人憩の家神明荘	新潟市西区赤塚7086番地1	新潟市西区老人クラブ連合会赤塚地区協議会	
新潟市老人憩の家五十嵐中島荘	新潟市西区五十嵐中島3丁目2 2番1号	老人憩の家五十嵐中島荘運営委員会	

新潟市老人憩の家寺尾荘	新潟市西区須賀 11番36号	新潟市西区老人クラブ 联合会坂井輪地区 協議会
新潟市老人憩の家榎尾荘	新潟市西区榎尾 224番地	老人憩の家榎尾荘運 営委員会
新潟市老人憩の家成巻荘	新潟市西区金巻 1078番地の	新潟市西区老人クラ ブ联合会黒埼地区協 議会
新潟市老人憩の家やなぎ荘	3	

議案第152号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の家かすがい荘	新潟市西蒲区馬堀6001番地56	漆山地区自治連絡協議会	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

議案第153号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人デイサービスセンター潟東	新潟市中央区八千代1丁目3番1号	社会福祉法人新潟市	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
老人デイサービスセンター巻		社会福祉協議会	

議案第154号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人デイサービスセンター中之口	新潟市北区松潟 1510番地	社会福祉法人愛宕福祉会	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

議案第155号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和元年12月3日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市信濃バレー親水レクリエーション広場	新潟市中央区神道寺2丁目2番10号	グリーン&フィールド	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで